

東大阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び東大阪市水道事業
及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び東大阪市水道事業及び下水道
事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(東大阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 東大阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年東大阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年東大阪市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

東大阪市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） <u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） <u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長</p>

等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) ~ (4) (略)

等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) ~ (4) (略)

東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>